

7 体育指導委員の役割

スポーツ振興法（抄）

（体育指導委員）

第19条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

- 2 体育指導委員は、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 体育指導委員は、非常勤とする。

八代市体育指導委員設置規則（抄）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興に関し次に掲げる職務を行う。

- (1) 市民に対し、スポーツの実技及び理論の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動を促進するための組織を育成すること。
- (3) 学校その他の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) 市民のスポーツについての理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。